

○アルコールを含有するいわゆるドリンク剤の取扱いについて

(昭和五九年四月二四日)

(薬監第四二号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査・監視指導課長連名通知)

標記について、別添写のとおり日本製薬団体連合会会長あて通知したので御了知のうえ貴管下関係業者に対する指導方御配慮を煩わしたい。

〔別添写〕

アルコールを含有するいわゆるドリンク剤の取扱いについて

(昭和五九年四月二四日 薬監第四一号)

(日本製薬団体連合会会長あて厚生省薬務局審査・監視指導課長連名通知)

先般来、いわゆるドリンク剤を服用した場合、それに含有されるアルコールにより自動車を運転する際、視機能に影響を与える旨の議論が行われていることは、すでに新聞等で報道され御承知のことと思います。

これらのドリンク剤には、生薬成分の抽出や有効成分の溶解補助のためアルコールが含有されている場合がありますが、これを知らずにドリンク剤を服用し、不測の事故が発生する危険のないよう配慮することが必要であります。

については、ドリンク剤に含有されるアルコールについて、速やかに左記の処置を講ずるよう貴会傘下の関係業者に対する周知徹底及び指導方お願いします。

記

- 1 消費者にアルコールを含有している旨及びその量が分かるよう適切な表示を行うこと。
- 2 ドリンク剤中のアルコールを可能な限り低減し、又は、除去することを技術的に検討すること。特に小児用ドリンク剤には極力アルコールを使用しないようにすること。